

## 越谷市物品購入等一般競争入札実施試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する物品の購入及び売払い、印刷製本及び製造の請負、委託（設計、調査、測量及び土木施設維持管理に係る業務委託を除く。以下同じ。）並びに物件の賃借等（以下「物品購入等」という。）に係る一般競争入札（以下「物品一般競争入札」という。）の実施試行について、越谷市契約規則（昭和59年規則第39号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札方式)

第2条 物品一般競争入札は、越谷市が行う入札等に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システム（以下「電子入札システム」という。）により行うものとし、入札参加資格審査等を落札候補者決定後に行う事後審査型とするものとする。

(対象案件)

第3条 物品一般競争入札の対象とする案件は、市長が適当と認めた物品購入等とする。

(入札参加者の資格)

第4条 物品一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に定めるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 越谷市物品購入等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (3) 一般競争入札の参加資格確認申請の締切日（以下「参加申請締切日」という。）から落札決定の日までの期間に、越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成30年告示第349号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 参加申請締切日から落札決定の日までの期間に、越谷市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成9年告示第8号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) 参加申請締切日から落札決定の日までの期間に、国又は他の地方公共団体のうち、その行政区域に越谷市を含む発注機関から指名停止措置又は指名除外措置を受けている者にあつては、市長が特に入札に参加させることが適当と認める者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所からの更生手続開始又は再生手続開始の決定がされており、かつ、本市の再審査を受け、参加申請締切日において入札参加資格を有する者であること。
- (7) 電子入札システムで利用可能な電子認証を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、越谷市物品購入等入札参加資格に関する要綱（平成12年告示第52号）第13条に規定する越谷市物品購入等業者資格審査会（以下「資格審査会」という。）の議を経て、次に掲げる事項に係る入札参加資格を定めることができるものとする。

- (1) 入札対象物品購入等に対応する業種及び資格者名簿における級別格付区分
- (2) 資格者名簿に登録されている営業所の所在地
- (3) 入札対象物品購入等と同種又は類似する物品購入等で一定基準を満たすものの履行実績
- (4) その他市長が必要と認める事項

(入札公告の方法等)

第5条 令第167条の6第1項の規定による公告（以下「入札公告」という。）は、越谷市役所前掲示場に掲示し、併せて電子入札システムに掲載して行うものとする。

(設計図書等の閲覧等)

第6条 設計図書等は、電子入札システムにより、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の閲覧に供するほか、申出のあった入札参加者に対し、期間を定めて貸与することができるものとする。

2 入札参加者は、設計図書等の内容に関して質疑があるときは、入札公告において指定する質疑期間内に、電子メールにより市長に質問することができる。

3 市長は、前項の規定による質問があったときは、入札公告において指定する回答期間内に、当該質問に対する回答を電子メールにより送付し、すべての入札参加者の閲覧に供するものとする。

(現場説明会)

第7条 現場説明会は、行わないものとする。

(入札に係る費用の負担)

第8条 入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(入札)

第9条 入札参加者は、入札公告において指定する入札書提出期間内に、電子入札システムにより入札書を提出しなければならない。

2 入札参加者は、この要領、入札公告、契約規則、契約約款、設計図書、現場等を熟知のうえ、総価により入札しなければならない。この場合において、入札書に記載する金額は、見積もった契約希望金額に対して入札公告で定める割合により算出した比較のための金額とする。

(開札)

第10条 開札は、入札公告において指定する日時及び場所において執行するものとする。

(落札決定の保留)

第11条 市長は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者）を落札候補者とし、開札の執行から第13条第2項の規定により落札を決定できるまでの間、落札の決定を保留するものとする。

2 前項の規定により、落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定するものとする。

(入札参加資格審査書類の提出等)

第12条 市長は、開札の執行後、速やかに落札候補者に対して入札参加資格の審査を行うために必要な書類（以下「資格審査書類」という。）の提出を求めるものとする。

2 前項の規定による求めを受けた落札候補者は、当該求めを受けた日の翌日（当該通知を受け

た日の翌日が土曜日若しくは日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「休日」という。）にあたるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）までに資格審査書類を提出しなければならない。ただし、資格審査書類の提出日について、入札公告に別に定めがある場合又は市長が別に定めている場合については、当該別に定められた提出日を資格審査書類の提出期限とする。

- 3 落札候補者が前項の規定による提出期限までに資格審査書類を提出しないとき、又は入札参加資格審査に係る市長の求めに応じないときは、当該落札候補者のした入札は、無効とする。この場合において、市長は、当該落札候補者以外の者で前条の規定により落札候補者となるべきものを新たに落札候補者とし、資格審査書類の提出を求めるものとする。

（入札参加資格審査等）

第13条 市長は、前条の規定により落札候補者から資格審査書類が提出されたときは、当該提出された日から起算して原則として3日（休日を除く。）以内に、当該資格審査書類により落札候補者の入札参加資格を審査するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていると認めるときは、当該落札候補者を落札者として落札を決定するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めるときは、当該落札候補者のした入札を無効とするものとする。この場合において、市長は、当該落札候補者以外の者で第11条の規定により落札候補者となるべきものを新たに落札候補者とし、落札を決定できるまで前条及びこの条の規定による入札参加資格審査等の手続きを行うものとする。

（入札の延期等）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、入札の延期及び中止並びに取消しをすることができる。

（異議の申し立て）

第15条 入札参加者は、この要領、関係法令等に基づく入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（苦情処理）

第16条 入札を執行するにあたり、当該入札の過程に関する苦情があったときは、資格審査会において中立公正に処理するものとする。

（その他）

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和元年6月17日決裁）

この要領は、令和元年6月25日公告の案件から施行する。

附 則（令和4年3月28日決裁）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(越谷市郵便入札実施要領の廃止)

2 越谷市郵便入札実施要領（平成21年3月26日市長決裁）は、廃止する。

(経過措置)

3 前二項の規定にかかわらず、令和4年4月1日までに入札公告をし又は指名通知を発したもののについては、なお従前の例による。